

田口
卯吉著
日本開化小史
卷之五

210./

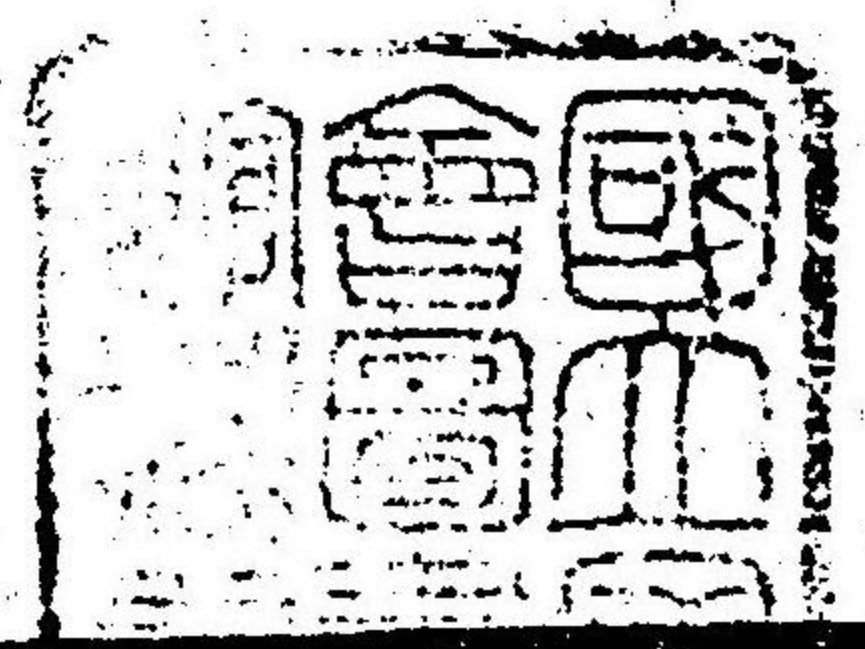
Ta157n

t

田口卯吉著

日本開化史

田口氏藏



日本開化小史卷の五目錄

第九章

戰國亂離の有様

亂臣賊子の輩出あるの理由

英雄豪傑の其智略を働かせし理由

英雄の私利心自ら人民に公利を合せし事

人情の舊慣を慕ふ事

織田豊臣徳川三氏の勢力

封建亂離の有様英雄の力に據て集合せし事

天下有道に與みよは事

第十章

日本開化小史卷の五目錄

第九章

戰國亂離の有様

亂臣賊子の輩出ある理由

英雄豪傑の其智略を働かせし理由

英雄の私利心自ら人民に公利を合せしむ

人情の舊慣を慕ふと

織田豊臣徳川三氏の勢力

封建亂離の有様英雄の力に據て集合せしむ

天下有道に與みとほ事

第十章



徳川氏天下伐制すは難し

徳川氏諸侯と屈復さしむるは政畧

徳川氏王室に對するの政略

徳川氏初三代の間は功名心は滅せしむ

人民天下伐望むの氣滅せしむ

徳川氏の制度は於て反乱の成る難き理由

徳川氏の制度は於て宰臣の弊害を防ぎ難し

徳川氏及び諸侯は内政に於て姦臣の專横あり

理由

社會一般逸樂に専らとせし事

第十一章

世の有様靜定するときは有形無形現像大小進歩
をばし

進歩は二種あること

社會生計の度は見え難し

世人の所謂驕奢品を以て進歩の標準と立たす事

開化小史卷之五

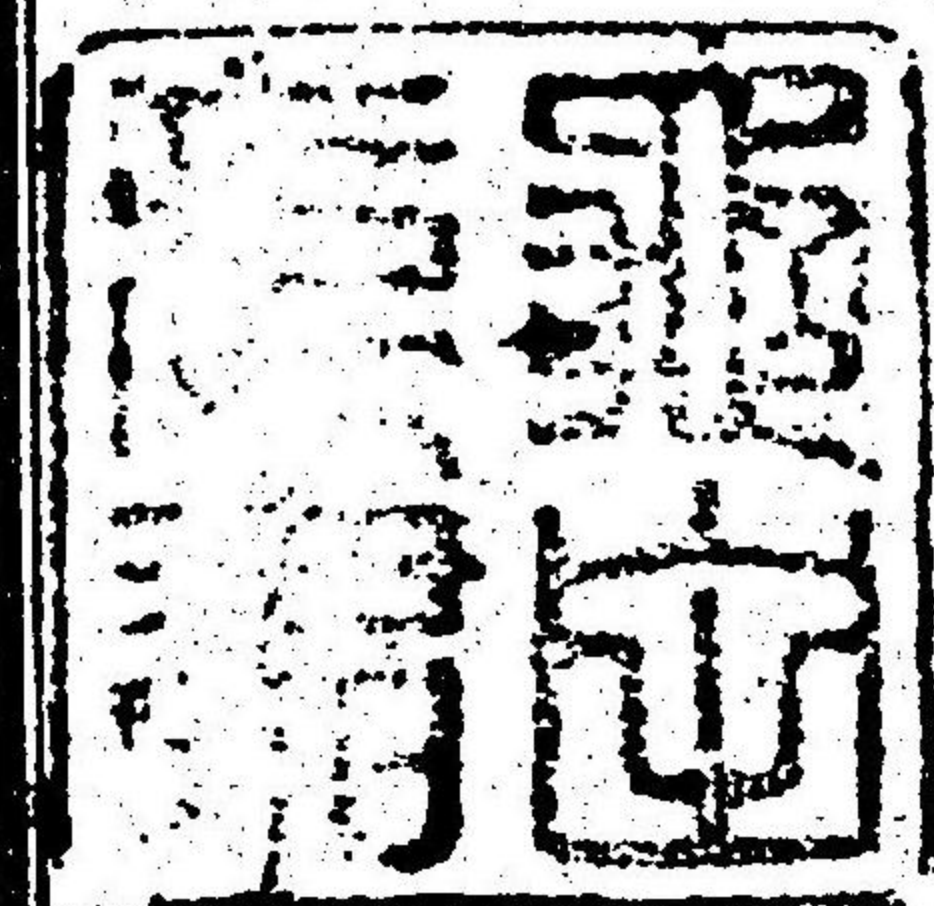
第九章

戰國亂離の有様より二
千三百年代の半頃まで

田口卯吉著



氏の末に至りて政事及び文學に有様は前章に述
 るが如く衰へ乱れたりしかは世に常暝の姿とありし
 けし乱臣賊子其君を弑し其父を害して以て起り親族
 兄弟相屠りて以て争ふことは此時の常なりしは昨日
 までの數多の土地人馬を領せし宗家を今日の跡方も
 なく消え失せ今日大權を司る程の人も明日を亡命せ
 姿と零落を体更小珍らしき三管領四職の如きは
 云ふも更なる其下々は大名とてき家臣の數に應じて



分離一其家臣の家も亦陪臣に數ふ從ひて散乱して復た集合するからむ時ふ或ハ集合の事ありと雖も暫くもして復た離散して更ニ痕跡を止むること難し唯だ陰雨晦暝の夜ふ雲霧れ風より從ひて集合離散するも異なりざらむ

蓋し社會の秩序ある時より人々利益の存する所ハ一國一家互ふ相協和するふありと雖も封建乱離の時ふ當りて人々の利害相異ふして其君の利なきば則ち其臣も害なり其父も益あり則ち其子も損ありと云るが如き事件の世も顯くゆゑこと多し若し其れ臣より君に弑せざれば君必ぞ臣を殺すべく子より父

と追はざらむ父必ぞ子に苦しむる世の有様ならんふは元來人の天性ハ己を愛すは切なるその心を如何で忍びて君に弑虐する程の人此世も顯ハ、
ふを得んや抑も人情誰まゝ其父と害すは好まん誰ら其君を弑すはと欲せん路人の貧乏ものと視てやら尚ほ且つ之を憐む何んぞ親戚朋友兄弟夫婦の間相親愛和睦するは望まざらんや然るも封建の紛乱闘争も却り君臣父子夫婦の間も發するもの多きと思ふよ封建の性質に於て其利益と離間せしむるものありて止むを得ざるも出るはを何れの世何まれば時と雖も封建の乱も至りて此事も顯くをばふ

聖賢の人之以警戒もるも禁了不能ハ其報仇の義戦ありて之と誅するを制する能ハす然らば則ち封建紛乱の有様一して乱臣賊子を社會に絶たんと欲するハ蓋し輒く得るうらばる事あり二千二百年代は初より二千三百年代の初ふ至るまで日本社會は有様を唯だ此慘怛たる殺戮と世上に見ふのみありき
 斯く幽暗世界の間に妖霧慘霧が拂ひ青天の清爽ありと社會を示さんとすは一箇の電光各地に赫灼あり其ハ何ぞや豪傑の腦裏に伏在せる智略是なり蓋し人間は智略ハ死を避かんを欲する小當りて發するより敏ふはふし此等の英雄が斯る乱世に身と置くに當り

てや一敗を好む國亡び身死をふふ至るべく一勝はれを家と起し名を揚ぐる不足る處に程の機會を此を其智略ハ鬱然として盛なりを敢て整然として密なるものあり夏然として速なるものあり忽ち起り忽ちふして止み千轉萬化して社會に顯るるもの有り極まるなり是れ則ち斯る社會の有様ふありて常に世に發生する所は現像なり二千二百年代の末より二千三百年代の初ふ至るまで北條氏と伊豆に起りて關東八州を討從へ武田氏を甲斐に起りて信濃飛騨駿河上野を并せ上杉氏に越後を起りて越中能登加賀と并せ毛利氏と安藝に起りて山陽山陰諸國を并せ織

田氏ハ尾張小起りて近畿東山北陸の諸州と并せたり
皆大兵を擁一軍糧を貯へて天下と併呑せんと欲する
の志あらぶるなり

熟ら此數氏が兵と用ふるは法伐考ふる小各々特別の
軍形あり譬へを北條氏の兵ハ務めて弱伐示し其銳と
避けて其羸を衝くその如し其状恰も敵の背後小向ひ
其脚と抑へて引倒るが如し武田氏の兵は正々堂々以
て敵小向ひ而して奇兵一体急し其間ニ突出る其状恰
も相組みて而して一拳不意小敵の胸部を衝くが如し
上杉氏の兵ハ團々として中堅を目標として進入し苟も
之を破らば退かざる其状恰も雙拳と振ふて交々敵

の横頬と打つが如し毛利氏の兵ハ謀成を貴び鬪争と
好まざる其状恰も敵の身体と疲らしめて而して後之と倒
すが如し織田氏は兵は弱は則ち之を打ち強ハ則ち之
と避け一たび之を敗ぶれば則ち之小乗し敵を以て自
ら防禦を不暇ならずしむ其状只管虚と窺ひ隙を
尋ね敵を備へずし踏み倒るが如し

蓋し仁者敵なくと云へる一語ハ此等の數氏が因る以
て自ら強大を致せる事實不於て之と徴証すは能はざ
るなり數氏の爲を所と見らば或は君父と追ふものあり
或ハ親戚を亡くしたり騙詐百出人と殺し財と奪
ふも敢て顧慮を不所し何ぞ曾て人民を塗炭の内

救とんと欲す所の念はらんや只た其一身に私欲と遂
げ私利と肆まふやんと欲する此一事に過をばるの
こ然りと雖も餓者に食と擇むに渴者に飲を擇ぶに
と謂ふが如く足利氏末路に人民は封建廢爛の時不在
る代以て必しも重税を畏まらば必ずしも抑壓と憂へ
る特ふ其恟々たる所は己も郡村に戦争の巻とあり
貨財を掠えられ生命と奪はるる小在り彼の數
氏ハ實小耕戦の巧みして敢て敵軍をして其領内と
侵さしめざる以て人民の心を安ずる小是るもれを故
小人民多く之小歸服し之をして強大に至らしめたり
されを數氏の能く強大を致せし所以のそのは敢て仁

道と勉免しに因る小あらざる其私利とせし所以實
に衆人の公利と合する所ありき小因らる是と以て
數多し人民と統治し之小重税と課し之小壓抑を加へ
數々戦乱を營むも嘗て内顧の憂なく愈々天下と併吞
す所の志は遂くすふを得きり

舊慣を慕ふの人情も歲月れ久しきを經るも尚ほ減せ
ざるもの乎彼れ古昔英雄豪傑の輩出して久しく社會
を統治したりし舊都城若くは累代人民に尊崇を得た
る宗家の唯だ名のみを遺る有様小至るも世人ハ尚
ほ之を愛慕するに念慮は抱さ久しく變ぜざりしもの
小を王室及び足利氏の衰零して帝都の日本を統治せ

210046

さるごとく既ふ久し故に之を得るも勢を加ふるも是ら
ぞ之に失ふも威權を損ふは不足らず然も其名ハ
自ら世人の耳目に存るも代以て天子を擁護し將軍と助
ぐて都に兵と出すは一聲に直ち英名を天下に傳へ
武人の心を震懾せしむるも代以て天子を擁護し將軍と助
海内紛亂の際に雖も諸侯の少くも勢力はるも代以て
常に都に止まりて足利氏を助け王室を護りて天下に
誇らんとするは天下の大名固より其威權を恐れむと
雖も亦た之を以て他の國郡に割據し其威權を屬したる
同一視もさるあり是を以て彼二千三百年代の始りふ
當りて海内に割據したる英雄豪傑が其志を屬したる

所ハ均しく都に上りて足利氏を助け王室と挾みて天
下を號令せんとするの一事は其四隣を併吞し其
威力を蓄ふ所以のゆゑに實に後來旗を京師に樹ひ其
を養はんといふは其の主意に出るなり其状さふは夏
虫に暗夜に燈火を慕ひて四面より之に向ふが如し
織田信長も其の地勢に便ありて先づ都に入らば
得たり是時に當りて毛利元就北條氏康武田信玄上杉
謙信の諸豪傑ハ前後死す其嗣子皆先人の及ばざる
織田氏即ち將士と分ちて各地に向ひ將に從來割據
の大名を以て遺類ならしめ其將士を以て之に代へ
以て天下を統一せんと欲するは志ありき然も其

人きふ残忍嚴酷にして久しく下臣の心取つ能うた
終ふ其臣下の為に弑せし其業中道ふして敗ふれた
に實に二千二百四十二年なり織田氏の倒れしより天
下再び解体せんとぞりたりは是時、當りて徳川氏
に甲信駿遠參の五國を并せ島津氏に殆んや九州を吞
み長曾我部氏を四國を并せ北條上杉毛利の諸氏は尚
ほ其舊地を割據し而して織田氏に諸將、各々其領國
を分據して獨立の志あり雲霧の將、大に合せんと欲
して風の為に暫く妨げらるるの有様ありき
羽柴秀吉、織田氏の將士なり信長に為し仇を報いて
勃興し他の宿將を討滅し若くは服従せしめ國富みて

而て兵強し是に於て速に天下を一統せんと欲し天
子の命と稱して以て諸侯を招き招きて而て應ぜざま
を諸侯を率ゐて之と征し征して而て強大しと輒く
志と達を可うらぶるものは或ひは母を質とて或ひは
單身國を臨み以て之と和親し終ふ能く足利氏以来分
離したる日本の社會を以て再び連合せしめきり
然れども豊臣氏の海内と連合せしをたすは實に外面
の連合にして其内實は未だ能く之を制服する能く力あ
らざるは諸侯の之に屬するも過半ハ之と和
親したるのみならず其封領ハ依然とて舊に依り尾
大振ハざるは勢ふるを豊臣氏を大に之を減削する能

ハぞ甘遇優待して以て一時を苟且せしのみ其高官ふ
 上はり瑤臺と起して以て富豪茂天下を示さか如きこ
 固くも兒戯不類をふものふして長く英雄と維持す
 能ハズとも豊臣氏諸侯と削弱をば茂欲をばりしりら
 ざるなり唯だ之と決行とも茂危ぶみく只管權謀を以
 て之と行ハんと欲せし故小諸侯一たび之と拒りて之
 を行ふ能ハざるなり毛利氏小養子と與へんと欲して
 其末年小至りて失望の極り終に征韓軍を起して天
 下と混亂するに至り故小秀吉の死よりや天下の諸
 侯獨立の心と蓄ふと足利氏初めよりも甚しくあて
 再び戰國紛亂の有様小戻らんとぞえりりもあ

此時に當りて徳川家康威望最も高く兵力最も強く
 諸侯能く及ぶものふ諸侯の勇材ありも此先づ徳
 川氏と除きて而して自ら其私を遂ぶんと欲し連合し
 て關ヶ原の戦と起さし徳川氏ハ一戦小之茂破り以
 て天下に諸侯を以て震懾せしをたし是に於て浮田長
 曾我部の封土と没収し大小毛利上杉茂削弱し其他に
 小諸侯を討滅若くは責罰し以て名と好功を喜ぶ
 の姦雄武夫れ為り小天下と乱るるをたし是に
 政權上ありて能く天下を制服し長く戦亂の跡を
 社會に絶ちて海内人民とて恭平小安せしりりり實
 二千二百六十年の頃をい

されど元弘建武の頃我日本は社會小於て協和の約束と絶ちしより殆んど二百七十年して始めて泰平は日を見りと得たり蓋し其内二百餘年間ハ封建門閥の氣風尚且世運小浸染し凡庸の武族を以て人民と支配せしむば其の協和ハ年毎小解体して遂に一郡一村の互に割據するは有様もまぐ離散もかども其極に至る小及びて門閥の事全く跡残絶ち高材逸足之士其筋骨と其智略と伐揮ふて社會を興起し是より以後漸次に集合の點小進めて嗚呼弱の肉ハ強は食とを世の開進と成就も亦小於て避く可うらば其事實も亦彼の二千三百年代に初り世に輩出したるは英雄豪傑が

其隣國を併吞し以て大國の形造るに後小あらざれり織田氏の兵鋒銳ふりと雖ども其國を廣むること彼れの如く速うふ能はざるべく而して織田氏の攻伐四出以て海内を震懾せしむる後小あらばも豊臣氏の百方講和と主として以て親和を求むるを諸侯ハ軌く首と垂れて之小服従するを肯せざるべく而して豊臣氏の甘遇優待以て諸侯と連合したる後小あらざれば徳川氏ハ威風當時に雙びりたも馬ぞ能く一戦して天下を震懾せしむる此の如くふるを得んや然らば則ち二千二百年代の末より二千三百年代に半頃小至り迄我國の氣運は英雄豪傑の智略則ち私利心に助けを

得て年々小集合し向ひ終に幽暗の雲霧を排除して青
天白日の光と世に顯つたと得きりと云ふをなす
抑も天を有道ふ與ると云へり蓋し社會此人長く已
不利ふそのふ與みふふふれ意ゆる慮し足利氏季世
の戦國を漸く集合し進みし順序を考察せし以て其
言は確實ふふを知りて夫も織田信長の死せし後其
將士の主家と争奪する彼の如きもの何ぞや豊臣秀
吉の死せし後其臣下の其國を紛乱を此の如きもの
へ何ぞや豈し其平生は行事に於て臣下の心を取る能
はざるもれはしに因るふあらざるや徳川氏ふ至りて
上下の相密著するふと恰も一身の如く其利害能く

一和をり故し士卒の敵に向ふや水火を避むる蓋し徳
川氏の天下と得る所以のめは智略遠望の之と助くる
もれ固より多しと雖も臣下の勇武を固結し以て之
ふ至らざるもの多しと故し家康一たび瞑目しや
雖も家臣長く徳を慕ひ忠義を其子孫に盡さば無
し是も家康の利益に臣民衆庶に利益し一致せしに因
るふあらざるや余是と以て道德の理を知りて云ふ

第十章

徳川氏福乱と裁定せしむる
二千五百年代の末に至り

徳川氏の兵一たび關ヶ原を勝つや天下は向ふ所既に
定まり勝敗を觀望したる諸侯は勿論抗抵せしも
のと雖も皆首を垂れ徳川氏に降り其指揮と奉る
るに至り然りと雖も此時に當りて海内は割據を
し諸侯は皆嘗て豊臣氏の歡遇優待を受け大國と
領し大軍を有し弓箭の道に於ては吾も日本一の剛
の者ふれと自負して死をも厭はざり人となり其千
軍萬馬の間を驅突るはや勇氣凜々として或は壯馬と
高嶺に雲を驅り或は長鎗と曠原の風を揮ひ以て敵軍
の耳目を驚かせり故に社會は平和を以て其企望と遂

げしむるは機會にあらざるなり閑居無事は以て其心
と慰むるの道はあらざるなり朝鮮の戦ふ其志しを得
ざるは歸り彼に常に其心は快からざる所あり
關ヶ原の一戦を僅うふ一日して勝敗を決し以て
其望は満たしむるに足らざるを故に常に驛肉を撫
して天下の亂を思へり徳川氏に亂を防ぐそのあり故
に常に天下は變を待てり

若し夫れ徳川氏の天下を經紀するは方法として夫の
豊臣氏の如く若くは足利氏の如く緩慢ふるは決
して此英雄の名譽心を抑制し長く太平を保つ能は
ざるからん幸ふるは徳川氏に組立を鐵石の碎く

重うらぶるが如くなく其君主を家康ハ仁徳此人
て當時の諸侯能く及ぶものなく其家臣を皆を忠
義此人ふして君家の為には水火をも避く之を仰く
と親の如く之と見ると子の如く君仁ふして臣義なる
故に固結して離れず此固結せよ一体を以て関
東形勝地を據りて以て海内英雄の名譽心と鎮壓せ
んと志たり其壓ももの太だ重くと雖も其支ふるも
のも亦た強し關西の諸侯の如きは未だ俄ら小屈服せ
ずなり危うふ上下の軋轢一きび起らば其結構ハ忍
ら破解せざるを得ず
此時に當りて豊臣氏二たび兵を大坂に起して其舊臣

と招き此結構を壊破せんと志す然れども其力能く
當時の氣運は挽回すふ小足らずと終に滅亡する小
至まり此二回の戦闘を却て徳川氏として諸侯を壓伏
するに幸機會を得せしめり往年觀望を抱きしもの
及び徳川氏に向ひて兵を執りしものは其罪は贖はん
が為に皆を徳川氏の為に財を費やし兵と出さず徳川
氏を助るたり是に於て命運既に歸する所ありて復た
動う事へからばさきのとを以て豊臣氏且つ之と動か
す能く況んや其他の諸侯をや徳川氏の命ずる所一
ふ之を遵奉せざるを得ず即ち諸侯は質と江戸に徴し
其項を扼して其背は撫せんとするも諸侯首を垂れ

之ヲ從ふ小至きり是れ徳川氏天下を制す此第一の
政略也

諸侯の質と取て以て天下を制すは至り徳川氏此
威權大ニ伸張すは處あり然れども封建の俗たる血脉
の愛ハ深く頼む小足らず若し其れ徳川氏諸侯を制
すは政略を以て持ふ此止まらざる家康死する
の後諸侯或ハ其生命と領國とを抛ちて其名譽心を慰
めんと欲するを以て保つ可らざるを是小於く
徳川氏の目的と親藩を各道に要地小配付して外様大
名と境を接せしむ以て之を鎮壓せしむるありと家
康の時より著手し三代將軍の時に至りて全く成就し

き諸侯配置の有様と見ると小關八州ハ盡く譜代大
名を置きて以て中軍を形どり其東海道小尾州の親藩
と置き南海道に紀州に親藩と置き以て東海道に塞ぎ
京坂小通ざる路と開き北陸に松てハ越前小親藩を
置きて以て加賀の前田に備へ畿内小譜代と置きて以
て京師を護り大阪形勝地は幕府に之を直轄し其
中國に於てハ親戚なる兩池田と備前因幡小淺野と安
藝に置き以て毛利氏に備へ其九州小於ては前小黒
田後小細川茂置き大之と封し其歡心を買ひ以て
島津氏小備へ伊豫に松山讃岐小高松等の親藩と封し
て以て山内氏小備へ東北に水戸會津巧て伊達上

杉等一備ふ其他外諸侯の傍々必々二三代譜代大名
 を封して常ふ其虚實と窺ふ志む是れ實ふ徳川氏天下
 と制すふれ第二の政畧あり此處大ふ未廣重恭君の補正を蒙り
 然れども徳川氏々尚ほ之を以て足らざる為一諸侯は
 貧弱ならりて以て其自立の力成失ハ志りんと企て
 たり其方法極りて多し譬へば徳川氏又ハ其親藩の城
 池と築くや必ず外諸侯小課を帝宮若くは諸廟と建つ
 べしや必々外諸侯小課を勅使に饗應罪人の管守亦之と
 外諸侯小課を其他事ハ大りて費の多ふりその一と
 して諸侯小課をばつふ其會計償ハざるふ至まが紙
 幣と叢一其欠乏と補ふを許し一財政上の困難を以て

其威力と精神と成消耗をりたり其少く指揮を奉
 ぜざるもれあれを直ふ令とく曰く命と奉ぜざる宜
 しく國に就きて大旆の出る成待たべしと其嚴且つ烈
 なる大概此の如く家康ハ下小忍ぶの人とあらざるふ
 り而して其抑壓の此れ如きものハ豈に寛貸の封建諸
 侯と制す所の道小ならずが為りふらざるや是れ實に
 徳川氏天下を制するに第三の政略なるを
 總て此等の大策を徳川氏に當時の雄藩豪將と壓服セ
 んが為小用ひきる處なり而して其功代賞とるを見つ
 小甚だ驚く處なるものあり諸侯の功たるそのを徳川氏
 必々之と賞し未だ功ありて賞なき成聞うはるあり然

れども其賞たつや佩刀たり名馬あり金帛あり衣服あり言語あり拜謁あり其の土地を分つ小至りては必だ小藩に限る大藩小至りて之を存すは々削らばつ小賞那う之と削るく滅せざつ此賞なき嗚呼何ぞ其吝あつや豊臣氏の諸侯小對と系や之と與もは小土地人馬此富を以て之と慰む小威宴大會以て之と歡遇優待して以て之と接せて徳川氏其後と受け其嚴且吝なき此の如く家康を豈に其危道なきを知らざらんや偏小以爲らく天下の權衡を保きんと欲する然らざるを得ざる諸侯の背かんと欲するも此を宜しく背くべし一時と假定すも豊臣氏の如くに志て成らんも寧ろ成ら

ざる小如うびとて断乎として之を行ふ其胆力亦た大ふらむや

斯の如き抑壓をして若し私心ありともめ、手小發せしむを假令兵馬に力ありと雖も能く久しく諸侯に制服せしむるに足らざる也、家康平生の行ひ信義を重んずる事、當時の諸侯と雖も能く知る所なきは好みて此の嚴烈を行ふに非ざると許し敢て之小服なきと雖も亦之に背く小至らざるなり

斯く諸侯と制服せしむると同時小王室に威力を抑へ以て亂離の基を防ぐの方略、家康の胸裏小發出したる是を於て公家十七ヶ條撰て天子親王公家門跡等

の権限を定め専ら其思想と詩歌管絃の遊技を止り去り以て政事を干與せしめ殘制を蓋し足利氏に末天下紛亂して王室頽廢を極め世人其尊貴を知りそのを至北に織田氏京師に入るに及びて大に王室と尊崇を以て天下を號令せり豊臣氏に至りて愈之を尊奉し之を因りて以て自ら高官を拜し織田氏の遺孤と排して他の諸侯を制御し故に王室と尊ぶの人情ハ二氏の間小至りて大に其に發揚したり徳川氏の王室を孤注しする二氏に如くならざる雖も將軍を以て諸侯と率ふる小至りては全く二氏の遺法に據り夫を王室既小名爵と與ふる此源となりて而して徳川氏

ハ其爵を受くものなり其爵を受て而して其爵と與ふる人を抑へんと欲する甚だ難し而して天下とて長く平安ならんを欲せば其政令の出る所は一に王室と政權の外に置るが不可らざる其方法甚だ難し徳川氏と淳和共學兩院の別當を以て公家方を支配すべし權ありと雖も如何せん公家を官位貴くなく徳川氏老中輩の能く匹對し得べし小可らざる加ふる小勅命と稱し一應に勅命ハ徳川氏之を拒むる權ありと雖も再應の勅命を奉るべしとらざるは但た當時の公家より其積衰の餘を受て皆不氣力なく且貧困なり故に京師の所司代ハ常小非常此人

材を撰びて之小任し其智辨と金權とを以て巧小王室
を制抑せし是れ徳川氏天下と制すふれ第四の政略
あり

此の如き大策を行ふに家康一人を以てこれに當らざ
しと専ら嗣君を志す之が主任ならしむる最も深慮
の存する所あり彼の大阪に二役あり以後の事と家康
既小老して嗣君秀忠將軍を名の時小行つと多り夫れ
嗣君の幼しと其家を治むる能とさるしは織田豊臣
氏の以て止む所ありと家康の勇武を以て此の如き
政略を行ふ一人を以て之小當る素より避けざる所
あり然れども公在世の間ハ可なり公死して嗣君天下

小威なくんを徳川氏ハ復た織田豊臣氏と一般ならん
のみ故小大阪の二役より以後秀忠をして常々兵馬
の權を握りし諸侯を統御せしめたりされが家康死
と雖も徳川氏の威權を已小堅固あり然れども是等ハ
實に家康の大策の概略小過さざる其他に細事に至りて
ハ一々枚擧ぐる小違はらざるなり

斯く周密なる謀計小網羅せらる此は王室並に天下の諸
侯ハ皆其令小安し毫も手を出せ能はざるも然れども
猛將勇士は胸裏に埋藏せし名譽心々未だ以て消耗せ
しなり家康の終り小臨し諸侯に告ぐて天下ハ一人
の天下小ありが將軍失徳あらば諸侯其任に適するも

の宜しく自ら執るべし」と云ひ又た秀忠が天下將小乱
れんとするの一言我聞きて欣然として瞑目せらるる
を見此が當時英雄亂と思ふの氣未だ消えざるあふを
知ふべし

家康の死せらるれば後秀忠既小將軍をば久し資望既
定まりて而志く秀忠の人たる孝順小して善く祖先
事へ王室を尊崇し諸侯を愛撫せしむば嘗て人心我失
ふことなし其諸侯小對も多し小家康在世は時のぶとく
一毫も假を所なかりし然れども其意余く祖宗は法と
重なる小出づれば以て天下の諸侯其徳の慕ふをば
知つて其の忌むべきを見ず故に敢て其生命と領土と

を抛ち萬一と期志て以て名譽心を慰むれば欲するも
の有る無し荏苒歲月は久しきを經り小及ばず諸侯皆
富貴は樂しむべく戦争の嫌ふべしと解し徳川氏小
頼りと長く治安を受らんこと我欲するに至れり秀忠
亦た早く其職を嫡子家光小譲りて大政を参り聞くと
十年して死去せらるる也

家光は將軍職と繼がふや戦國の勇士と前後死亡し
開化の樂に大小社會に顯えて武功の望を全く雄藩の
間に消耗せし是れ小於く諸侯と召して曰く我祖卿等
の力に因りて天下を定めたり故に賓客は禮儀以て之
と待てりと雖も家光に至りてハ生れざる小して天

下小主きり自ら先世と同トらう故小今より卿等と
 待つ譜第と同一かふべし若し心は快とき休まが宜し
 く國小就く熟慮するは三年以て去就を決すべしと
 諸侯之と聞き皆ふ懾服と是より外諸侯も盡く徳川氏
 の家臣となりて其封を徳川氏小受くるに至り家光
 は聰明果斷の主として賢相亦し此時小輩出志し
 うば徳川氏の文物制度ハ全く此時に成れり彼の家康
 の企てらば諸侯參勤交代の事親藩配置此事諸侯の
 邸宅を設置する等れ全く成就したる實小家光の時
 あり其他大老の職を置き諸奉行の任と分ちたり此
 時小治を鑄錢の事尺度權衡の事亦た此時に定められ

三都の地租を免し都會を旺盛ならしむるは政略は行
 ひし也此時小あり家光の職に在り二十七年能く徳川
 氏をして天下小重なりし免きり天下の大勢茲に至り
 全く定まり故小一片の紙を下たして大藩を廢滅
 移封する事掌を反すが如く封建を以て天下を治り
 長く人民と志し太平と樂しり是のは全く此の力
 小基け也

然りと雖も右の諸公は諸侯小對を依成見り小常は其
 意と失ひん事と懼きて敢て猥る小諸侯を煩はさざり
 今も其獨立の治權を領内に行きりて敢て之と問ハ
 小諸侯と役使をふか如きも同時は數多し諸侯に命す

とふ一必だ二三若くは五六の諸侯に課をり是れ其
勢を去る連合せしむるに故小諸侯皆不謹みて
其命を奉る唯だ其愛を失せんと成恐れ其負債を増を
を憂ふる小違あらざるを彼の徳川氏の世に當りて
創立したる金城瑤臺今日小存するもの極めて多し若
し郡縣の時にして此の如き驕奢と擅をり其滅亡を
期し候はべし然る徳川氏ありては實に天下
を制するに政略不出てきり亦た奇あらざるや又諸侯
を亡滅を欲が如きと實に法律上止むを得ざるを去て之を
行ふが如し而して偶に其封土を没収する時あるも徳
川氏に必を其舊功を記し其遺孤を重封する故小諸侯

皆其法律を守り此嚴なる成懼れ其情義の厚きを感
せし是れ徳川氏の政略の密にして能く當時の世態に
適したる所以なり
故小徳川氏と諸侯との軋轢全く平均をとり及び上
下は關係ハ十分ふ能く整頓せし彼の祖先が馬上の軍
功に因りて領する土地を其子孫ハ地方官とありて
之を治り租税を裁判の事不至り其領内此事は
凡て其家臣に命じて之を成司らるたりと雖も若し其
家政の治まらばるとも徳川政府に之を譴責する
此大權成有る然るも太平の久しきに従ひて其領
内の政治ハ全く國老の手に歸去り其主人を去る

唯だ逸樂しく歲月を送りて故ふ徳川政府の基礎ハ二
千三百年代の中項より其末に至るまで殆んど五十年
間ふ成就しきりと云ふて可なり此際ハ英雄乱れ思ふ
の氣ハ全く消耗し諸侯復た徳川氏と覆さんと欲を休
ものなり

徳川政府は諸侯を抑ふの目的を十分ふ其功を奏せ
ると雖も政事上の望は人心より排除すべきものふあ
らぶふあり徳川政府の組立てたる素より封建を以て
成りたるもれなきが民間ふ在りて才能は抱くものあ
りとも出て政權に干與する能は其制度の弊習を改
良さんと企はるるも之と口ふ發するは得ず其積弊や必

ぞ一きびを破烈せざるを得ざれば三代將軍の時
當りて肥後北島原小野原宗を以て人民と煽動し再び
天下と混乱せしえんと企はるるものなり三代將軍は死
去の時ハ際して三都を焼き拂ひ天子を狭みて徳川氏
と倒さんと欲す休まぬあり此大謀は企つるものも初
より其事は成らざるは知ると雖も唯だ英雄名と好む
の心より空しく老死せんよとハ寧ろ眞名を萬世に傳
へんと欲す休まぬが如し而して此等の容易に征服
誅戮せらるるより愈上徳川氏の政權ハ人民を以て之
を争ひ難きとれきふこと代世に知らざりたる何とふ
れが徳川政府の組立たる地方政府と中央政府との權

衡甚だ堅固ふして徳川氏と倒し得るとも大名を懐け
 ざれば政權を保ち難き姿ふれば人民の力を以て之を
 覆へさんと欲するも到底望むべからずはるるを凡そ
 郡縣政治の時ふ於てハ州郡の守り堅固ならざる故
 一を以て兵を興して政府に抗する者あれば近國の人
 民ハ其兵威を恐嚇せらば己を得ずして之を應ざるが
 如き姿ありて叛民の勢も容易に強大と為り可し然も
 とも封建の制する諸侯國々を割據し兵と擁し糧と備
 へて常に非常の時を俟てて故に一諸侯を以て政府に
 背かんと欲するも容易に隣國を攻め入るを得ず隣國
 の諸侯も政府に對して不平なからざる處りと雖

も己れと對立する各諸侯必を之と與みざるが故に
 故に寧ろ政府を助けて之を討し軍功を與からんと
 謀り此の如き組立ふれば徳川氏政を失ふれば後も
 諸侯を以て之を覆へさんとせざる生命と領土と擲ち其
 城を固守すること二三年も及びたらんハ天下の
 武功を望むる其間に乗る者あらず或ハ萬一と僥倖
 するを得べしと太平の世に斯く諸侯れ出でる
 事答ふ諸侯且つ然り況んや人民と以て輒く其目的
 と得べしんや故に三代將軍以下を必しも名君賢相の
 みふあらざりかども長く太平を致したるを
 斯く諸侯及び人民が外部より徳川政府に向ひて抗抵

さんと欲するの望凡て消失するに及びて政府の内部
 には、執政者の陰謀が企つるに弊あるは決して防
 くべからざるなり蓋し天下と家とを治るに政府あり
 て其君主聰明正直の人を求め、徳川三代將軍此如く
 かくるに自己のむねと志と之を經營するふより如
 何にも親切なる政治が見ることあるや雖も斯く君の
 代々出らざる事ハ速に期し難きことを抑も以此情
 況を成るべく飽食煖衣して逸樂をんことを求むるも
 のなり此を其職を他人に任せて逸樂を擅するに差支
 らぬに於てハ誰れも好んで繁勞を自らすることあら
 んや專制國君主の地位實に是れありこれを斯る制度

の下ありて代々明君が出さんと欲するに決して望
 むべからざる事あり假令ハ明君がならずとも其任ずる
 所の宰相ありて賢良の人ならんは天下ハ無事なる
 べし是れ斯る君主が常に賢相を撰すべからざる事も
 亦決して期し難き事なり一たび不良の宰相天下の政
 を握るに至らば其政治ハ必だ私行して人民其害と
 蒙るに至る可し此弊習を四代將軍家綱に時より徳
 川政府の内部に顯はれり四代將軍疾革なり繼嗣未
 定まらざる大老酒井忠清
 鎌倉の故事に因りて有栖川幸仁を請ひ得て嗣とふさんとを繼ぎて五代將軍綱吉の
 時不至して其弊極めて多し大老堀田正俊專横し
 若年寄稻葉正休の為小斬
 らる其後不至して牧野成貞柳澤吉保等六代將軍家宣
 之を續ぎて政と乱る徳川氏殆んど危し

七代將軍家繼治世の際、々々重臣專横の弊と見ざと雖
 ども復た弊習は尚ほ浸染をばそ代多し六代將軍の時
 うる政事大改改まる然れども勘定奉行萩原秀の奸あり
 り七代功沖沖死す然れども勘定奉行萩原秀の奸あり
 ども政事上上及ぼ八代將軍吉宗精茂勵勵げり治を計
 り大小節儉の政と行ふ號して中興と云ふ九代將軍家
 重の時此の弊習復た起る大岡出雲守十代將軍家治治
 時不至至て最も甚し田沼意知其子意次政と擅す
 為為佐野政言の十一代將軍家齊賢賢に任し能能使使うひ政
 過失なく而も驕奢の弊茲茲に生し徳川氏の財政是是
 且困難ありとれど三代將軍より以後政治は善良小
 君主宰臣の賢良なきに代見しは誠誠に僅々に止止す此

其間或は徳川氏に爲小危殆の有様に至ると亦た
 多う多う

徳川政府の組立は此等其弊を豫防するものかたは
 らば、り家康三親藩紀州尾と立て、繼嗣の絶ゆ
 小備へ且つ水戸家を殊更小重ん常に將軍の政治と
 監察監察せしめり而も最も譜代の諸侯を重重に常
 り之に政權を委託ん委託て欲し給し蓋し忠義の士々
 多く譜代の家より出づるを以てな故小重臣專横は際
 若くは將軍幼稚の際に當り全く其方小據據て能く之
 と防止せし事も多く之ありと雖も其弊の生ずる所以
 き亦た之小存存たり其故如何となせば抑も富貴富貴に生ず

るの人々民間に疾苦を知り能くはれど才智ありし者の子孫と雖も多くハ暗愚に陥るものあり此人をして百般の政務に裁決せんと欲すはもと固より得べからず故に必だ才智ありしを引こく之に委託せんと欲するに至るべし其才智ありしを以て選擇せらるるものと果して如何なる人物をや蓋し政治上の事務を名利の存する所なきは君子と小人との別なく共し其選び不與うらんことを欲するはよくべし然るも斯る貴族の眼力不於てハ節義ありて面折抵争するものよりは奸佞ありて意代迎ふるものこそ才智ありしと信するものなりとれを此人より一きび貴族の選み不逢りし是

より累進して主君を籠絡せしむるに至る事其方寸の内小ありとあり何となれば其對遇する所皆ハ暗愚の貴族を以ては既に主君を籠絡するに至るは是より酒色に耽り祭祀を行ひ其心志を迷ハし政事の考と興さしめたりて己に全權を握りて官吏を黜陟し滿堂皆己の黨派とありて終に君家滅亡せんとすの大望を發すふに至る事是れ人情に自然なりはまが下位より上進して政權を取りしもの多くは惡人にして其奸謀を行ふと常に右の如き順序を執り唯だ僅くは外諸侯の己に服せざるは憚りして顧慮を以て所ありて見るのみありと故に常に良善の重臣を得れば方法に於

て徳川氏の制未だ完全ならず所あるが如し然りと雖も封建の制徳川氏の如きものみ於て其完全成望むハ蓋し得べからざるべし徳川氏此如きハ最を能く其弊を防ぎ得き所そのと云ふべきなり
斯く中央政府に於て重臣の弊を見ると同時に地方政
府に於ては更に甚しき有様を示すを夫は雄才狡猾の
人を何れの世にもあつたことなれど若し其私成爲さ
ざるに間隙と制度の内に見えあらば直ふ之に乗ざる
も此出づ是時地方政府の内情を探らざる其君主ハ幼
くを婦人の手に入るとなりて是非得失を辨別する能
識も乏く唯だ逸樂をのこし事とせざる而も徳川氏の如

く其政治を監察するもの少なきを其宰臣たるもの
うして如何ある事と企てんとすはも實に爲し得べ
ざる役人任免の權己らありて己ら黨派成作る事極
めて容易なり裁判の權も己らありて其惡を蔽ふも容
易あり而して其君主庸愚なり之れを殺さむ之と
生くも亦た容易なり之れを惡意を逞くして其宗家
を亂るもの多し黒田騷動倉橋重太越後騷動小栗義伊
達騷動原田甲斐小笠原騷動犬神兵部前田騷動大槻傳
謀秋田騷動那川采女仙石騷動仙石左京の類皆奸臣此
虚小乗トて地方に顯はるる現像なり其他斯る表向
きの沙汰ふ至らざる止みしきも蓋し多きは下

之と要する小徳川氏の時下位より上進して政權を取りしものは多くい悪人なりき

これぞ徳川氏の時ありましく小人位より此弊習ハ日本各地小治祿より是封建の制度小於て免加可らざる弊害ふらばう代得る然れども封建政治は利益も亦た時々顯り秋きりや抑も斯る姦臣の其私欲を逞くせんと欲するや必ず忠臣義士の其宗家の為し死をも厭らざる之と防くそのある其心中と察するに一點の私利心なく唯だ君家は利是き重むるを知ふあるの之蓋し人の天性を自愛小切にして他愛小疎あるものあり

此二心共し私利心小出つ第二巻と參見せよ

く變ずるものは實小封建世祿は制を以て累代恩義と蒙りたりたふ小發をばもれふらん柳も忠良の人其君小事もは小至りてハ固より譜代と新參との別なるはべしと雖も然まども其主君と愛し其君家を重むるは情小至りては譜代と新參より親切あり處ありざるべからずゆきを徳川氏の時善良なる家臣が其政權を執るに當りては常小君家の為と思ひて諸務を施行し一點の私なくして後人を志て其の赤心茂感歎せしむるを多うする是れ則ち徳川家康の譜代と重したる所以小して封建政府の據りて建つ所の基本なるは成得る

斯の如く二千四百年代の始より二千六百年代始りまでと経過し其の有様ハ全く無事にして上下安逸を樂まむふより中央政府も地方も顧慮す所なくして其内政弛み右の如き現像を生し而して地方政府も亦た中央政府に従ふの餘小為と可事とふたきを自然小其内政ハ此の如くを以て一方此原因を一方の結果と生し其結果又他此原因となりて他の結果と生し連綿として相照應を以てして社會遊逸ハ靡然として風と為せり其間小明君賢相出て、此弊を矯めんと欲し一時社會逸樂ハ長夢と覺醒したるにありと雖も如何と長く社會の勢小抵抗を以て得たや暫時

小して再び以前の有様小立ち戻り蓋し敵國外患ふまもの國常小亡ぶと云へり此時の人々ハ皆世小懼る慮ふものあり代知らずして日本孤島内の太平と沈酔し唯た遊樂のみと事とせり

嗚呼二千四百年代及び五百年代太平社會の現像と以て之を二千二三百年代戰亂社會の現像小比、も多に其相異なるもの如何とや共小是れ封建政治として諸侯各地小割據を以て一人人民相殺害し一人人民相和樂を以て其之れ致す所以のまは、何ぞ中央政府と地方との權衡相平均を以て否らざる小因るや

第十一章

徳川氏治世の開化の現像

斯く世の有様静定と雖も至まを社會の有形及び無形の現像と大小進歩と少く成得ず彼の戦亂紛紜の間もあまてと人民ハ饑渴と飲食と擇む暇ふたれども衣食住の有様ハ進まんや欲すも得るやうなれども太平の昔と今とを其需要を抑制せらるゝはとふは以て偏小筋骨と勞し其欲する所を求めて其生涯を快樂ふりしをんや欲するその如く是は於て加開化の源素と草木ハ春風小逢ひて嫩芽と發するが如く太平は空氣小養の秋と勃然として發育する事其を防ぐべからざるなり抑も人の天性を生と保ち死を避くるもの

を生と保ち死を避くんと欲するは衣ふる衣ふるらば食をかり通うる住れらるべからざる而して其衣あり食あり住るを皆ハ饑寒と防く文を足れりと云ふはあらざるあり其層小弱ハ其口小甘く志て其風雨を防ぐ小密なると成望むものあり此望と達せんが為小人々々其智力と働かさばふと得ず故に貨財の有様進歩するや人心の内部同時に進歩す人心ハ内部進歩して貨財の有様獨り進むと得ず貨財の有様退かざる人心獨り退く成得ず何れが智力と發達と心とを以て貨財として貨財が蓄殖せしむるもの人心がそれあり今其進歩の順序と説くん夫れ物の進

歩小性質と分量と此二種は譬へて分量の進歩は云へば古の人々衣一襲食一菜小して家屋家財の數も少う至り小今衣數襲食三菜家屋家財の數も極りて多し小至りて分量の進歩なり又性質の進歩は就て云へば古の衣を織方も粗末にして糸も太く食は春方も疎く煮く料理も下手小家根と萱葦にして柱は丸木ありしが今衣を織方も精密にして糸も揃ひ食は春方も精しく料理も上手に家根と瓦葺小して柱の削りも滑りふふると云ふか如きは性質の進歩あり大凡そ社會の進歩する時とても貧者もあり富者もあつること多きば古のその悉く性質劣れり今の物もの悉く勝る

事と云ひ難く古て貧者の需要小應る衣と織出と事も知らずりて今は廉く之れを織出を術とも發明したまが古の上と今下と成比較する素と優劣處と異りすかそのあらん只だ古は貧者と今の貧者と其快樂の度如何古は富者と今の富者を何より需要と満との便ありと云へば自から世運進歩の理と知つと得べし

凡そ人の需要は限りぬものふれが貧者、固より富者といへども常小欠望と抱くならん然まども社會自より生計の度と云へばとありて一般に人民之とと標準とちく勤勞するものなるを譬へば古綿衣代以て

常の衣類とせし時小於てハ當時の人と此度より上げらんや欲しき勤勞もべし今世人と絹布と以て常衣となせば世人皆此度より上げらんや欲して勞作もべし故小古の人と綿衣菜食にして窮し今世人は絹衣肉食にして窮し其窮を共し免うればと雖も此生計の度ハ一般小進めを此生計の度あるものと容易小進むべしとせしはけり或る政府小於て制限をばきど人民驕奢度をいざが如く思ふもれば亦社ども決志し然るものにあらざれば此生計の度あるもの一般人民の財本の増殖し連きて進歩するもはふれが實小開化の標準と爲る小是らその小して決志し破産の楷梯と見えらるべし

了ものふり

然れども此開化の標準と明細ふ知るを得ず中等社會と以て標準と立つを乎其中等なるものも種類多し未だ如何なる飲食如何なる衣服如何なる住居を以て中世中あるものなきと定むるはたはるべし當今且つ能く況んや往日は史家此事に注意せざりし時小於てとや今より往日を顧みまが漠然と志す雲霧と望むか如し嗚呼我れ何と本として開化の史を記せん且つ夫れ社會の進歩とや職業の種類日々小相分と凡百の貨物を製出し以て人間の需要と満たさんや其職の分るは貨物の出立を以て文運の進歩を表す

曰く浄瑠璃は其比即慶長
の末京の次郎兵衛と云
ふ者後西の宮路の丞と
領せし西の宮路の丞と
語ひ四事と語て人形と
政清が事と後がて人形
ありや玉手後がて人形
事ど語り玉手後がて人
内と語り玉手後がて人
かふ無右衛門左衛門
けしと右衛門左衛門
此の時と雲の女
云かへ塗の女
ふかへ塗の女
どの念佛踊と歌と狂言
屋と左衛門と歌と狂言
師と夫と衛門と歌と狂言
と語らひとてと舞臺と此れ歌と舞種

時伎未の始めと然れども此
畫の沿革
近世名家書畫我邦上代の
丹名庭の存野氏を衰へ
小其土佐氏野氏を衰へ
と和上代遺風を傳へ野
氏今傳ふ當時野正信
されど丹を學び其後周
の第宗と學び其後周
の梁楷と學び其後周
得た出藍の目と書元
信三國の百六十年の項
を勤國の鄭澤といはれ
之と見るとて法を趙昌
の如く見るとて法を趙昌

元信父子は土佐の如く
ら和法と子は土佐の如く
野氏と子は土佐の如く
探幽と子は土佐の如く
獨出の宗と子は土佐の如く
其妙を傳へて子は土佐の如く
野氏と子は土佐の如く
及ぶ舟と子は土佐の如く
外と舟と子は土佐の如く
師と舟と子は土佐の如く
と成化の年と子は土佐の如く
時四明の徐理と子は土佐の如く
贈丹青の久用詩と子は土佐の如く
賸有詩落世間賦起方外
の真賞を其の録と受如第
禪師の法を其の録と受如第
子雪村又依屋宗達と永
なうら又依屋宗達と永

徳安信學の性々尾形光琳
は安信學の性々尾形光琳
樂小學と學び其後周
ぶ式と學び其後周
古式と學び其後周
セ式と學び其後周
べ式と學び其後周
二宗と學び其後周
如雪周の法と學び其後周
宗高周の法と學び其後周
家高周の法と學び其後周
南宗の法と學び其後周
行宗の法と學び其後周
骨董集今世の商入の物
賣る所と今世の商入の物
骨董集今世の商入の物
賣る所と今世の商入の物
骨董集今世の商入の物
賣る所と今世の商入の物

萬治 寛文 延寶 天和 貞享 元禄 享保 正徳 元文

古老物語の寛文の末に延寶
ふくむ帯の巾廣くなり
此項専中廣成りたり
一丈程の廣成りたり

粧

戸中物語の萬治の頃より
古老物語の萬治の頃より
戸中物語の萬治の頃より
戸中物語の萬治の頃より
戸中物語の萬治の頃より
戸中物語の萬治の頃より
戸中物語の萬治の頃より
戸中物語の萬治の頃より

冠簪

其項或諸候の息女より
の筭と一本賜ハて成り
代玉ひき結構ふ品と
ひ玉ひき結構ふ品と
年代の参りけふ三省録
年代の参りけふ三省録

家屋

古老物語昔は土藏持た
人稀ふり牛込土藏持た
邊番町土藏持た
瓦ふき家根無り外は
瓦ふき家根無り外は

用紙

古老物語昔は半切紙と
ふ物々更ふ半切紙と
以前より更ふ半切紙と
以前より更ふ半切紙と

堅紙

婚式

二項千三百年貞亨の
散ら取振舞の著る足袋
三省録の帯の紫の革足袋

笠

骨董集の笠の模様の
男冠の形は笠の模様の
如冠の形は笠の模様の

衣服の模様

慶安の衣服の模様の
の衣服の模様の
同書小據ふ小編編羽織と

云一蓋も二男の著る代
見りふ二千四百年代
初りふ二千四百年代

羽織の紋

紀國屋文左衛門始りて
織小紋と附けて自ら著
又た帯間等を羽織あり

芝居

京都と蒙りて村山又兵衛御
免と蒙りて村山又兵衛御
居名題十人減りあり
ども其後大減りあり
云ふ存す五百人の始り
りて存す五百人の始り
蛭屋儀右衛門太夫屋
久米之丞布袋屋梅之丞
田何半太夫村山平右衛門
中村半太夫村山平右衛門

若ふり勤と云ふ江村座とては
後市村又三郎万治三座と
始(寛永十一年)森田屋九郎右
大坂小松の創立後河内屋
衛門座の久左衛門大坂
與八郎松本久左衛門大坂
太左衛門大坂
年代小増加せしむ此

女形の始

女形若衆の禁止も仕立
髪と落置手拭ふど七
是と古の太未の代居七
といふ行セ帽子と仕出
とらふ女形帽子と仕出
色は好み次第あて

正保慶安の頃古圖と聲
曲類集小載の頃古圖と聲
浄瑠璃芝居は二人形を用ひ
歌三味線は一人形を用ひ
セゴロの項は二人形を用ひ
萬治の頃には一人形を用ひ
紅粉の頃には一人形を用ひ
事と海に響く江戸歌舞伎
四代目海に響く江戸歌舞伎
寛文元年具立り踊舞等出
幕大狂言踊舞等出
色々此大狂言踊舞等出
り時大狂言踊舞等出
此大狂言踊舞等出
え形と尤もて浄瑠璃芝居
人の形と尤もて浄瑠璃芝居
代形の未と見えた歌舞伎
昌代記書技
年代記書技

上玉折の丞黒方帽子
のねは兄の傳兵衛賀茂川
もんの帽子とて二夫衛
でん帽とて二夫衛
ぎに銘とて二夫衛
持へ川七小とて二夫衛
賀茂川七小とて二夫衛
衛門座の久左衛門大坂
此の野郎帽子とて二夫衛
の兵衛帽子とて二夫衛
此の兵衛帽子とて二夫衛
人かつらも今此時大高
心ふつらも今此時大高
かつらも今此時大高
元禄の頃遣ひて人形に
皆獨遣ひて人形に

江戸浄瑠璃

虎屋永開一流語り出
之と永開一流語り出
江戸肥前節と項一流
と語り出肥前節と項一流
櫻井高波少撮勇壯を好み
常小強兵衛語と金の平物語
り岡清兵衛語と金の平物語
市川團十郎荒事師の元祖
山深く用ひ此太夫の聲曲
と集延寶天和人二千三
類年(項)の二千人三
十和泉太夫節云ふ其節と
和泉太夫節云ふ其節と
近江大流と語り出勝寛文延寶
項一と語り出勝寛文延寶
土佐少撮正勝寛文延寶
の土佐少撮正勝寛文延寶

式部節手品節皆土佐より
出づ薩摩外記元祿の頃外記
節と始心若山五郎兵衛若山
江節と半始太夫半太郎一名江
戸節と河東始心太夫半太郎
一八寸河東手品式部節と交
永の頃河東節と始心元祿寶

京都浄瑠璃

延寶の頃(二十三年)江戸
の頃(十一年)注瑠璃意大に改
昔の節(十一年)注瑠璃意大に改
の頃(十一年)注瑠璃意大に改
戸の頃(十一年)注瑠璃意大に改

地節短く志て音と裏と流と未
播磨の長きと縮め宇治のや
短節の伸と音の表裏と序と破
急と定め長短と交へて序と破
終小義太夫節と始むて序と破
竹本播磨少後門葉甚盛と
添ふ此磨少後門葉甚盛と
節と豊竹越の前少後門葉甚盛と
此節と豊竹越の前少後門葉甚盛と
を西と豊竹越の前少後門葉甚盛と

浮世畫の沿革

骨董集按て天板の比行の
救繪ハ延宝天和の鬼の首引
れッ歎朝比奈繪鼠の嫁入
土佐浄瑠璃の繪鼠の嫁入
の繪代類ふり芝居繪と坊
主小兵衛と画けふなど其坊

和尚古風と失瑠璃皆土佐
和泉太夫治加賀又た一流
角太夫節亦た同時代表具屋
道具節亦た同時代表具屋
都太夫一官古路豊後節と
享保の節子小節一繁太夫節と
中節正傳節皆一繁太夫節と
出節正傳節皆一繁太夫節と
八節正傳節皆一繁太夫節と
上聲曲類集)ふも此(以

大坂義太夫

貞享の頃(竹本義太夫既
との播磨の流と地節を長
所の播磨の流と地節を長
く志て音と表と流と地節を長
裏小治加賀太夫の左京と都

始りふとて青ふとて當時丹
志たり菱川元祿の始と重
等之を画んて元祿の始と重
丹繪と鳥居清宝永正徳と信
ろ之伐画け居清宝永正徳と信
至之伐画け居清宝永正徳と信
紅繪と云藤清春出たてと
創意と光澤を出入り墨小膠
と引漆繪と澤を出入り墨小膠
政信専ら繪と澤を出入り墨小膠

飲食屋

大猷公の御代江戸中茶屋
小只今の如く華美の食物
調へ出するなご、華美の食物
さ草金龍山の門前大火後
浅草金龍山の門前大火後
て茶屋に茶飯豆腐汁煮染

又呼清の文隆年中外沈南嶺
 船來花草翎毛長到不画と
 專ら花野逸所謂其體富貴
 陸離と野と所乏畢院
 小似人作子仙儂筆蕭洒と
 明人小作子仙儂筆蕭洒と
 毛と到水其後方西園長寄
 云ふの窟曰其後方西園長寄
 一云の窟曰其後方西園長寄
 水人深淺一多々設色あふ山
 草禽鳥の骨氣風神あふ山
 及北齋の筆と揮ひ此時
 文晁其筆と揮ひ此時
 出北齋の筆と揮ひ此時
 馬廐語明和の項印本也近
 紅粉繪の變化

る小古より箱の上の鹿又相
 八繪双紙の袋ふ箱の上の鹿又相
 く模小板木をいれ少と
 紅と小板木をいれ少と
 常らざり成板木をいれ少と
 蓮父才牛の遠忌保れは此見外
 父画勝間ふ龍水筆と句三句集
 色とそ春め興の時菴珪後元社
 中ととて弓め興の時菴珪後元社
 時ととて弓め興の時菴珪後元社
 摺ととて弓め興の時菴珪後元社
 小ととて弓め興の時菴珪後元社
 鳴ととて弓め興の時菴珪後元社
 花ととて弓め興の時菴珪後元社
 略ととて弓め興の時菴珪後元社
 去ととて弓め興の時菴珪後元社

是等膠墨馬糞箔など用
 村等膠墨馬糞箔など用
 ひ等膠墨馬糞箔など用
 向等膠墨馬糞箔など用
 望遠鏡は造初め
 開田次筆寛政年間和泉具
 塚の人岩橋喜兵衛新小望
 遠鏡を製す其形八稜筒周
 開大抵八九寸長之稜筒十倍
 す政府の蔵司天臺に壺の
 と其の蔵の蔵司天臺に壺の
 と其の蔵の蔵司天臺に壺の
 兵衛が製す所とふり善
 りとぞ

往とて其歸るさ腹もそき
 たれが飯ひさぐ處を尋
 らと鳴子と市ヶ谷と至
 昔懐中煙草と惡さふ亭主
 今多葉粉を吞むや(中畧)
 作法小葉粉を吞むや(中畧)
 入の法小葉粉を吞むや(中畧)
 ふが結構と盡ふり自慢け
 持あがの結構と盡ふり自慢け
 録あがの結構と盡ふり自慢け

東京市街(食物屋)

三省(露木直信が話ふ安
 永の項人誘引せらるる四
 ツ谷の末鳴子といふ處に

真崎の景況

馬鹿語(真崎とと鄙び面
 流の茶店建作に近き花
 流の茶店建作に近き花

ら北地と好くして名ふ立り
田樂を附してふふる
と免角奢るやうな中
をか

日本開化小史卷の五終

明治十一年二月廿六日版權免許
同十四年七月出版

著述兼出版人

静岡縣士族

田

卯

吉

東京牛込區牛込北
山伏町四十三番地

東京書林賣捌

日本橋通二丁目	北	畠	茂	兵衛
同通三丁目	稻	田	佐	兵衛
芝三島町	山	中	市	兵衛
浅草茅町三丁目	北	澤	伊	八
小石川大門町	青	山	清	吉
日本橋通三丁目	丸	屋	善	七
同通三丁目	小	林	新	兵衛

卷之五

